

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	地位の承継の承認
処分権者	市長
根拠規定	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条
基準規定	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条
審査基準	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条 （地位の承継）</p> <p>第10条 次に掲げる者は、所管行政庁の承認を受けて、計画の認定を受けた者（以下「認定計画実施者」という。）が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。1 認定計画実施者の一般承継人 2 認定計画実施者から、認定長期優良住宅建築等計画に基づき建築及び維持保全が行われ、又は行われた住宅（当該認定長期優良住宅建築等計画に記載された第5条第4項第4号イ（第8条第2項において準用する場合を含む。）に規定する建築後の住宅の維持保全の期間が経過したものを除く。以下「認定長期優良住宅」という。）の所有権その他当該認定長期優良住宅の建築及び維持保全に必要な権原を取得した者</p>
標準処理期間	7日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	長期優良住宅建築等計画の変更認定
処分権者	市長
根拠規定	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項;第9条第1項
基準規定	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項
審査基準	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項（認定基準等）第6条 所管行政庁は、前条第1項から第3項までの規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。</p> <p>1 建築をしようとする住宅の構造及び設備が長期使用構造等であること。</p> <p>2 建築をしようとする住宅の規模が国土交通省令で定める規模以上であること。</p> <p>3 建築をしようとする住宅が良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであること。</p> <p>4 前条第1項又は第2項の規定による認定の申請に係る長期優良住宅建築等計画にあっては、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>イ 建築後の住宅の維持保全の方法が当該住宅を長期にわたり良好な状態で使用するために誘導すべき国土交通省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>ロ 建築後の住宅の維持保全の期間が30年以上であること。</p> <p>ハ 資金計画が当該住宅の建築及び維持保全を確実に遂行するため適切なものであること。</p> <p>5 前条第3項の規定による認定の申請に係る長期優良住宅建築等計画にあっては、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>イ 建築後の住宅の維持保全の方法の概要が当該住宅を30年以上にわたり良好な状態で使用するため適切なものであること。</p> <p>ロ 資金計画が当該住宅の建築を確実に遂行するため適切なものであること。</p> <p>6 その他基本方針のうち第4条第2項第3号に掲げる事項に照らして適切なものであること。</p>
標準処理期間	①長期優良住宅建築等計画の変更申請（法第8条に基づくもの）は長期優良住宅建築等計画の申請に準ずる。②長期優良住宅建築等計画（譲受人決定）の変更申請（法第9条に基づくもの）は7日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	長期優良住宅建築等計画の認定
処分権者	市長
根拠規定	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項
基準規定	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項
審査基準	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項 （認定基準等）</p> <p>第6条 所管行政庁は、前条第1項から第3項までの規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築をしようとする住宅の構造及び設備が長期使用構造等であること。 2 建築をしようとする住宅の規模が国土交通省令で定める規模以上であること。 3 建築をしようとする住宅が良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであること。 4 前条第1項又は第2項の規定による認定の申請に係る長期優良住宅建築等計画にあっては、次に掲げる基準に適合すること。 <ol style="list-style-type: none"> イ 建築後の住宅の維持保全の方法が当該住宅を長期にわたり良好な状態で使用するために誘導すべき国土交通省令で定める基準に適合するものであること。 ロ 建築後の住宅の維持保全の期間が30年以上であること。 ハ 資金計画が当該住宅の建築及び維持保全を確実に遂行するため適切なものであること。 5 前条第3項の規定による認定の申請に係る長期優良住宅建築等計画にあっては、次に掲げる基準に適合すること。 <ol style="list-style-type: none"> イ 建築後の住宅の維持保全の方法の概要が当該住宅を30年以上にわたり良好な状態で使用するため適切なものであること。 ロ 資金計画が当該住宅の建築を確実に遂行するため適切なものであること。 ハ その他基本方針のうち第4条第2項第3号に掲げる事項に照らして適切なものであること。 <p>2 前条第1項から第3項までの規定による認定の申請をする者は、所管行政庁に対し、当該所管行政庁が当該申請に係る長期優良住宅建築等計画（住宅の建築に係る部分に限る。以下この条において同じ。）を建築主事に通知し、当該長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出ることができる。この場合においては、当該申請に併せて、同項の規定による確認の申請書を提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 前項の規定による申出を受けた所管行政庁は、速やかに、当該申出に係る長期優良住宅建築等計画を建築主事に通知しなければならない。 4 建築基準法第18条第3項及び第12項の規定は、建築主事が前項の規定による通知を受けた場合について準用する。 5 所管行政庁が、前項において準用する建築基準法第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた場合において、第1項の認定をしたときは、当該認定を受けた長期優良住宅建築等計画は、同法第6条第1項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。 6 所管行政庁は、第4項において準用する建築基準法第18条第12項の規定による通知書の交付を受けた場合においては、第1項の認定をしてはならない。 7 建築基準法第12条第7項及び第8項並びに第93条から第95条の3までの規定は、第4項において準用する同法第18条第3項及び第12項の規定による確認済証及び通知書の交付について準用する。
標準処理期間	一戸建ての住宅①適合証の添付有り…7日②適合証の添付無し…21日共同住宅等①適合証の添付有り…14日②適合証の添付無し…35日※ 法第6条第2項の確認の申し出があった場合は、上記に加え、建築基準法に定める日数を加算
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	建築基準法第51条ただし書許可
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法第51条
基準規定	
審査基準	<p>次の通知に定められる基準により判断し、決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卸売市場、ごみ焼却場等の都市供給処理施設に関する建築基準法第54条〔改正法第51条〕の規定の取扱いについて（昭和35年建設計発第29号） ・建築物の安全及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の一部の施行について（平成16年7月1日 国住街第106号） ・建築基準法第51条ただし書き許可に係る運用について（平成24年3月30日 国住街第255号）
標準処理期間	90日（都市計画審議会への諮問期間を除く。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	各用途規制に対する許可
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法第48条第1項～第13項
基準規定	
審査基準	<p>次の各旧通達、技術的助言に定められる基準により判断し、決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用途地域等の決定と建築行政について（昭和47年住街発第80号） ・建築基準法の一部を改正する法律等の施行について（昭和52年住指発第771号） ・第一種住居専用地域における郵便局の取扱いについて（昭和52年住街発第47号） ・自動車車庫に係る建築基準法第48条第1項から3項までの規定に基づく許可の運用について（建設省住街発第147号） ・都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律等の施行について（住指発第225号、住街発第94号） ・地下貯蔵により貯蔵される液化石油ガスの貯蔵又は処理に供する建築物に係る建築基準法第48条第4項から第10項までの規定に関する許可の運用について（国住街第205号） ・ガス導管事業の用に供する建築物に係る建築基準法第48条第1項から第3項までの規定に関する許可の運用について（国住街第403号） ・特定規模電気事業の用に供する建築物に係る建築基準法第48条第1項から第3項までの規定に関する許可の運用について（国住街第300号） ・規制改革の推進と都市計画・建築規制制度の運用について（国都計第149号、国住街第195号） ・水素スタンドにおける圧縮水素の貯蔵又は処理に対する建築基準法第48条の規定に基づく許可の運用について（国住街第187号） ・可燃性ガスの製造工場に該当する下水処理場のバイオガス製造に対する建築基準法第48条ただし書き許可の運用について（国住街第254号） ・自動車修理工場の立地に関する建築基準法第48条の規定に基づく許可の運用について（国住街第257号） ・圧縮ガスの貯蔵又は処理に供する圧縮天然ガススタンドに対する建築基準法第48条の規定に基づく許可の運用について（国住街第168号） ・特定規模電気事業の用に供する建築物に係る建築基準法第48条第1項から第3項までの規定に関する許可の運用について（平成17年3月31日国住街第300号） ・ナトリウム・硫黄電池を設置する建築物に係る建築基準法第48条第4項から第10項までの規定に関する許可の運用について（平成11年7月12日建設省住街発第65号） ・自動車修理工場に係る建築基準法第48条第5項から第7項までの規定に関する許可の運用について（平成5年建設省住街発第95号）
標準処理期間	60日（公聴会に係る期間と建築審査会への諮問期間を除く。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	建築基準法第44条第1項第2号許可
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法第44条第1項第2号
基準規定	
審査基準	次の通知に定められる基準により判断し、決定する。 ・建築基準法道路関係規定運用指針の策定について（技術的助言平成19国住街第64号）
標準処理期間	60日（建築審査会への諮問期間を除く。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	建築基準法第44条第1項第3号認定
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法第44条第1項第3号
基準規定	建築基準法施行令第145条第1項
審査基準	<p>建築基準法施行令第145条第1項（道路内に建築することができる建築物に関する基準等）第百四十五条 法第四十四条第一項第三号 の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 主要構造部が耐火構造であること。</p> <p>二 耐火構造とした床若しくは壁又は特定防火設備のうち、次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもので道路と区画されていること。</p> <p>イ 第百十二条第十四項第一号イ及びロ並びに第二号ロに掲げる要件を満たしていること。</p> <p>ロ 閉鎖又は作動をした状態において避難上支障がないものであること。</p> <p>三 道路の上空に設けられる建築物にあつては、屋外に面する部分に、ガラス（網入りガラスを除く。）、瓦、タイル、コンクリートブロック、飾石、テラコッタその他これらに類する材料が用いられていないこと。ただし、これらの材料が道路上に落下するおそれがない部分については、この限りでない。</p>
標準処理期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	建築基準法第44条第1項第4号許可
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法第44条第1項第4号
基準規定	建築基準法施行令第145条第2項・第3項
審査基準	<p>建築基準法施行令第145条第2項、3項 （道路内に建築することができる建築物に関する基準等） 第百四十五条 2 法第四十四条第一項第四号の規定により政令で定める建築物は、道路（高度地区（建築物の高さの最低限度が定められているものに限る。以下この項において同じ。））、高度利用地区又は都市再生特別地区内の自動車のみ交通の用に供するものを除く。）の上空に設けられる渡り廊下その他の通行又は運搬の用途に供する建築物で、次の各号のいずれかに該当するものであり、かつ、主要構造部が耐火構造であり、又は不燃材料で造られている建築物に設けられるもの、高度地区、高度利用地区又は都市再生特別地区内の自動車のみ交通の用に供する道路の上空に設けられる建築物、高架の道路の路面下に設けられる建築物並びに自動車のみ交通の用に供する道路に設けられる建築物である休憩所、給油所及び自動車修理所（高度地区、高度利用地区又は都市再生特別地区内の自動車のみ交通の用に供する道路の上空に設けられるもの及び高架の道路の路面下に設けられるものを除く。）とする。</p> <p>一 学校、病院、老人ホームその他これらに類する用途に供する建築物に設けられるもので、生徒、患者、老人等の通行の危険を防止するために必要なもの</p> <p>二 建築物の五階以上の階に設けられるもので、その建築物の避難施設として必要なもの</p> <p>三 多数人の通行又は多量の物品の運搬の用途に供するもので、道路の交通の緩和に寄与するもの</p> <p>3 前項の建築物のうち、道路の上空に設けられるものの構造は、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>一 構造耐力上主要な部分は、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分は、不燃材料で造ること。</p> <p>二 屋外に面する部分には、ガラス（網入ガラスを除く。）、瓦、タイル、コンクリートブロック、飾石、テラコッタその他これらに類する材料を用いないこと。ただし、これらの材料が道路上に落下するおそれがない部分については、この限りでない。</p> <p>三 道路の上空に設けられる建築物が渡り廊下その他の通行又は運搬の用途に供する建築物である場合においては、その側面には、床面からの高さが一・五メートル以上の壁を設け、その壁の床面からの高さが一・五メートル以下の部分に開口部を設けるときは、これにはめごろし戸を設けること。</p> <p>次の通知に定められる基準により判断し、決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法道路関係規定運用指針の策定について（技術的助言平成19国住街第64号） ・アーケードの取扱について（昭和30年国消発第72号） ・道路の上空に設ける通路の取扱等について（昭和32年7月15日発住第37号）
標準処理期間	60日（建築審査会への諮問期間を除く。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	壁面線の指定
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法第46条第1項
基準規定	
審査基準	次の通知に定められる基準により判断し、決定する。 ・住宅地等における壁面線制度の積極的かつ弾力的活用について（平成7年5月25日住街発第53号）
標準処理期間	60日（建築審査会への諮問期間を除く。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	再開発等促進区域内の制限の緩和等（各部分の高さの例外許可）
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法第68条の3第4項
基準規定	建築基準法第68条の3第4項
審査基準	<p>建築基準法第68条の3第4項 （再開発等促進区等内の制限の緩和等） 第六十八条の三 4 地区計画又は沿道地区計画の区域のうち再開発等促進区又は沿道再開発等促進区（地区整備計画又は沿道地区整備計画が定められている区域に限る。第六項において同じ。）内においては、敷地内に有効な空地が確保されていること等により、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した建築物については、第五十六条の規定は、適用しない。</p>
標準処理期間	60日（建築審査会への諮問期間を除く。）
備考	建築基準法第56条

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	再開発等促進区域内の制限の緩和等（高さの限度の例外許可）
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法第68条の3第3項
基準規定	
審査基準	次の通知に定められる基準により判断し、決定する。 ・地区計画制度の運用等について（平成5年建設省都計発第96号）
標準処理期間	30日
備考	建築基準法第55条第1項及び第2項

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	再開発等促進区域内の制限の緩和等（建ぺい率の例外許可）
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法第68条の3第2項
基準規定	
審査基準	次の通知に定められる基準により判断し、決定する。 ・地区計画制度の運用等について（平成5年建設省都計発第96号）
標準処理期間	30日
備考	建築基準法第53条第1項から3項まで及び第6項

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	再開発等促進区域内の制限の緩和等（容積率の例外許可）
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法第68条の3第1項
基準規定	
審査基準	<p>次の通知に定められる基準により判断し、決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地区計画制度の運用等について（平成5年建設省都計発第96号） ・ 容積率制限に係る特例制度の活用について（平成18年3月29日国住街第292号）
標準処理期間	30日
備考	建築基準法第52条

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	景観地区内における建築物の高さ等の適用の除外に関する許可
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法第68条第5項
基準規定	建築基準法第68条第5項
審査基準	<p>建築基準法第68条第5項 （景観地区） 第六十八条 5 景観地区に関する都市計画において建築物の高さの最高限度、壁面の位置の制限（道路に面する壁面の位置を制限するものを含むものに限る。）及び建築物の敷地面積の最低限度が定められている景観地区（景観法第七十二条第二項の景観地区工作物制限条例で、壁面後退区域（当該壁面の位置の制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域をいう。）における工作物（土地に定着する工作物以外のものを含む。）の設置の制限（当該壁面後退区域において連続的に有効な空地を確保するため必要なものを含むものに限る。）が定められている区域に限る。）内の建築物で、当該景観地区に関する都市計画の内容に適合し、かつ、敷地内に有効な空地が確保されていること等により、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、第五十六条の規定は、適用しない。</p>
標準処理期間	30日
備考	建築基準法第56条

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	景観地区内における敷地面積の適用の除外に関する許可
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法第68条第3項第2号
基準規定	建築基準法第68条第3項第2号
審査基準	<p>建築基準法第68条第3項第2号 （景観地区） 第六十八条</p> <p>3 景観地区内においては、建築物の敷地面積は、景観地区に関する都市計画において建築物の敷地面積の最低限度が定められたときは、当該最低限度以上でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物の敷地については、この限りでない。</p> <p>一 第一項第一号に掲げる建築物</p> <p>二 特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの</p>
標準処理期間	60日（建築審査会への諮問期間を除く。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	景観地区内における壁面の位置の適用の除外に関する許可
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法第68条第2項第2号
基準規定	建築基準法第68条第2項第2号
審査基準	<p>建築基準法第68条第2項第2号 （景観地区） 第六十八条 2 景観地区内においては、建築物の壁又はこれに代わる柱は、景観地区に関する都市計画において壁面の位置の制限が定められたときは、建築物の地盤面下の部分を除き、当該壁面の位置の制限に反して建築してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。</p> <p>一 前項第一号に掲げる建築物 二 学校、駅舎、卸売市場その他これらに類する公益上必要な建築物で、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの</p>
標準処理期間	60日（建築審査会への諮問期間を除く。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	景観地区内における建築物の高さの適用の除外に関する許可
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法第68条第1項第2号
基準規定	建築基準法第68条第1項第2号
審査基準	<p>建築基準法第68条第1項第2号 （景観地区）</p> <p>第六十八条 景観地区内においては、建築物の高さは、景観地区に関する都市計画において建築物の高さの最高限度又は最低限度が定められたときは、当該最高限度以下又は当該最低限度以上でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。</p> <p>一 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で、公益上必要なもの</p> <p>二 特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの</p>
標準処理期間	60日（建築審査会への諮問期間を除く。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	特定防災街区整備地区内における間口率の適用の除外に関する許可
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法第67条第9項第2号
基準規定	
審査基準	次の参考書に記載の基準により判断し、決定する。 ・建築基準法質疑応答集 第3巻（第一法規株式会社発行）第67条の2 特定防災街区整備地区記載内容は略
標準処理期間	60日（建築審査会への諮問期間を除く。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	建築基準法第43条第2項第2号許可
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法第43条第2項第2号
基準規定	建築基準法施行規則第10条の3
審査基準	<p>建築基準法施行規則第10条の3第4項 規定は省略</p> <p>次の通知等に定められる基準により判断し、決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行について（平成11年5月1日建設省住指発第201号・建設省住街発第48号） ・ 建築基準法第43条1項ただし書き許可の運用基準（平成20年4月15日周南市制定）
標準処理期間	60日（建築審査会への諮問期間を除く。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	2項道路認定に対する処分
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法第42条第2項
基準規定	
審査基準	<p>次の通知に定められる基準により判断し、決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律等の施行について（平成5年建設省住指発第225号） ・建築基準法道路関係規定運用指針の策定について（技術的助言平成19国住街第64号）
標準処理期間	7日（建築審査会への諮問期間を除く。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	道路位置指定申請に対する処分
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法第42条第1項第5号
基準規定	建築基準法施行令第144条の4
審査基準	<p>建築基準法施行令第144条の4 （道に関する基準） 第百四十四条の四 法第四十二条第一項第五号の規定により政令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次のイからホまでの一に該当する場合においては、袋路状道路（その一端のみが他の道路に接続したものをいう。以下この条において同じ。）とすることができる。</p> <p>イ 延長（既存の幅員六メートル未満の袋路状道路に接続する道にあつては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。ハにおいて同じ。）が三十五メートル以下の場合</p> <p>ロ 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合</p> <p>ハ 延長が三十五メートルを超える場合で、終端及び区間三十五メートル以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合</p> <p>ニ 幅員が六メートル以上の場合</p> <p>ホ イからニまでに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合</p> <p>二 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が百二十度以上の場合を除く。）は、角地の隅角をはさむ辺の長さ二メートルの二等辺三角形の部分を道に含むすみ切りを設けたものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。</p> <p>三 砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。</p> <p>四 縦断勾配が十二パーセント以下であり、かつ、階段状でないものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。</p> <p>五 道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠その他の施設を設けたものであること。</p> <p>2 地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認める場合においては、条例で、区域を限り、前項各号に掲げる基準と異なる基準を定めることができる。</p> <p>3 地方公共団体は、前項の規定により第一項各号に掲げる基準を緩和する場合においては、あらかじめ、国土交通大臣の承認を得なければならない。 次の通知等に定められる基準により判断し、決定する。・建築基準法道路関係規定運用指針の策定について（技術的助言 平成19国住街第64号）・周南市道路位置指定等申請要領（平成21年8月6日周南市制定）</p>
標準処理期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	執行予定道路の指定申請に対する処分
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法第42条第1項第4号
基準規定	
審査基準	次の通知に定められる基準により判断し、決定する。 ・建築基準法道路関係規定運用指針の策定について（技術的助言平成19国住街第64号）
標準処理期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査又は是正措置に関する手続の特例（仮使用承認申請に対する処分）
処分権者	市長、建築主事
根拠規定	建築基準法第18条第24項第1号
基準規定	
審査基準	<p>次の通知等に定められる基準により判断し、決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮使用承認に係る手続の迅速化について（平24国住指第4252号） ・周南市仮使用承認事務処理要領（平成26年7月4日周南市制定）
標準処理期間	13日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査又は是正措置に関する手続の特例（特定工程工事終了通知に対する処分）
処分権者	建築主事
根拠規定	建築基準法第18条第19項
基準規定	建築基準法、都市計画法その他関係法令本則
審査基準	建築基準法、都市計画法その他関係法令規定は略
標準処理期間	4日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査又は是正措置に関する手続の特例（完了通知に対する処分）
処分権者	建築主事
根拠規定	建築基準法第18条第16項
基準規定	建築基準法、都市計画法その他関係法令本則
審査基準	建築基準法、都市計画法その他関係法令規定は略
標準処理期間	7日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査又は是正措置に関する手続の特例（計画通知に対する処分）
処分権者	建築主事
根拠規定	建築基準法第18条第3項・第8項・第11項・第12項
基準規定	建築基準法、都市計画法その他関係法令本則
審査基準	建築基準法、都市計画法その他関係法令規定は略
標準処理期間	35日（やむを得ない理由のある場合は70日を限度）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限（仮使用承認申請に対する処分）
処分権者	市長、建築主事
根拠規定	建築基準法第7条の6第1項第1号
基準規定	
審査基準	<p>次の通知等に定められる基準により判断し、決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮使用承認に係る手続の迅速化について（平24国住指第4252号） ・周南市仮使用承認事務処理要領（平成26年7月4日周南市制定）
標準処理期間	13日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	建築物に関する中間検査申請に対する処分
処分権者	建築主事
根拠規定	建築基準法第7条の3第5項
基準規定	建築基準法、都市計画法その他関係法令本則 中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程を指定する告示本則
審査基準	建築基準法、都市計画法その他関係法令中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程を指定する告示（周南市告示） 規定は略
標準処理期間	4日
備考	建築構造審査・検査要領（平成23年一般財団法人建築行政情報センター発行）

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	建築物に関する完了検査申請に対する処分
処分権者	建築主事
根拠規定	建築基準法第7条第5項
基準規定	建築基準法、都市計画法その他関係法令本則
審査基準	建築基準法、都市計画法その他関係法令規定は略
標準処理期間	7日
備考	建築構造審査・検査要領（一般財団法人建築行政情報センター発行）

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	建築物の建築等に関する申請及び確認に対する処分
処分権者	建築主事
根拠規定	建築基準法第6条第1項第4号;第6条第4項
基準規定	建築基準法、都市計画法その他関係法令本則
審査基準	建築基準法、都市計画法その他関係法令規定は略
標準処理期間	7日（やむを得ない理由のある場合は42日を限度）
備考	建築構造審査・検査要領（一般財団法人建築行政情報センター発行）

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	建築物の建築等に関する申請及び確認に対する処分
処分権者	建築主事
根拠規定	建築基準法第6条第1項第1号～第3号;第6条第4項
基準規定	建築基準法、都市計画法その他関係法令本則
審査基準	建築基準法、都市計画法その他関係法令規定は略
標準処理期間	35日（やむを得ない理由のある場合は70日を限度）
備考	建築構造審査・検査要領（一般財団法人建築行政情報センター発行）

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	適用の除外の指定、認定
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法第3条第1項第3号・第4号
基準規定	
審査基準	次の通知に定められる基準により判断し、決定する。 ・都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律等の施行について（平成5年建設省住指発第224号）
標準処理期間	60日（建築審査会への諮問期間を除く。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	建築物の敷地面積（敷地面積の最低限度の例外許可）
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法第53条の2第1項第3号・第4号
基準規定	
審査基準	次の通知に定められる基準により判断し、決定する。 ・建築基準法等の一部を改正する法律の一部の施行について（平成14年12月27日国住街発第110号）
標準処理期間	60日（建築審査会への諮問期間を除く。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	周辺の住環境の保護の不適用に関する認定
処分権者	市長
根拠規定	周南緑地広域スポーツ拠点地区内における建築物の制限の緩和に関する条例施行規則第2条第2項
基準規定	周南緑地広域スポーツ拠点地区内における建築物の制限の緩和に関する条例施行規則第2条第2項
審査基準	<p>周南緑地広域スポーツ拠点地区内における建築物の制限の緩和に関する条例施行規則第2条第2項 （周辺の住環境の保護）</p> <p>第2条2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定は適用しない。</p> <p>(1) 植栽その他これらに類する遮音、遮光上有効な遮蔽物がある場合</p> <p>(2) 周辺の環境を害するおそれがない建築物と市長が認めた場合</p>
標準処理期間	事例が極めて少なく、標準処理期間の設定が困難
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	特別用途地区内の建築の許可
処分権者	市長
根拠規定	周南市特別用途地区建築規制条例第4条
基準規定	周南市特別用途地区建築規制条例第4条
審査基準	<p>周南市特別用途地区建築規制条例第4条 （建築物の規制）</p> <p>第4条 次の各号に掲げる特別用途地区内においては、当該各号に掲げる用途に供する建築物を建築し、又は既存建築物に新たにこれらの用途に供してはならない。ただし、市長が、特別用途地区の指定の目的に反しないと認める場合は、当該建築物の建築を許可することができる。</p> <p>（1）周南都市計画特別工業地区 別表第1アの項に掲げる建築物 （2）周南東都市計画特別工業地区 別表第1イの項に掲げる建築物 （3）周南都市計画大規模集客施設制限地区 別表第2アの項に掲げる建築物 （4）周南東都市計画大規模集客施設制限地区 別表第2イの項に掲げる建築物</p> <p>2 市長は、前項ただし書の規定を適用する場合には、あらかじめ周南市建築審査会の意見を聴かなければならない。</p>
標準処理期間	事例が極めて少なく、標準処理期間の設定が困難
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	私道の変更又は廃止の承認
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法第45条第1項
基準規定	周南市建築基準法施行細則第15条
審査基準	<p>周南市建築基準法施行細則第15条 （私道の変更又は廃止の承認の申請） 第15条 法第45条第1項に規定する場合において、私道（法第42条第1項第5号に規定する道路を含む。以下同じ。）を変更し、又は廃止しようとする者は、それぞれ、私道変更承認申請書（別記第11号様式）又は私道廃止承認申請書（別記第12号様式）に省令第9条の承諾書を添えて、市長の承認を受けなければならない。</p>
標準処理期間	事例が極めて少なく、標準処理期間の設定が困難
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	優良宅地造成、優良住宅新築の認定(その5)
処分権者	市長
根拠規定	租税特別措置法第68条の69第3項
基準規定	
審査基準	都市計画法開発許可ハンドブック（一般社団法人山口県建築士会発行）周南市における開発許可等審査基準 記載内容及び規定は略
標準処理期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	優良宅地造成、優良住宅新築の認定(その4)
処分権者	市長
根拠規定	租税特別措置法第63条第3項
基準規定	
審査基準	都市計画法開発許可ハンドブック（一般社団法人山口県建築士会発行）周南市における開発許可等審査基準 記載内容及び規定は略
標準処理期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	優良宅地造成、優良住宅新築の認定(その3)
処分権者	市長
根拠規定	租税特別措置法第62条の3第4項
基準規定	
審査基準	都市計画法開発許可ハンドブック（一般社団法人山口県建築士会発行）周南市における開発許可等審査基準 記載内容及び規定は略
標準処理期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	優良宅地造成、優良住宅新築の認定(その2)
処分権者	市長
根拠規定	租税特別措置法第31条の2第2項
基準規定	
審査基準	都市計画法開発許可ハンドブック（一般社団法人山口県建築士会発行）周南市における開発許可等審査基準 記載内容及び規定は略
標準処理期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	優良宅地造成、優良住宅新築の認定(その1)
処分権者	市長
根拠規定	租税特別措置法第28条の4第3項
基準規定	
審査基準	都市計画法開発許可ハンドブック（一般社団法人山口県建築士会発行）周南市における開発許可等審査基準 記載内容及び規定は略
標準処理期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	宅地造成に関する工事の変更の許可
処分権者	市長
根拠規定	宅地造成等規制法第12条第1項
基準規定	
審査基準	都市計画法開発許可ハンドブック（一般社団法人山口県建築士会発行）周南市における開発許可等審査基準 記載内容及び規定は略
標準処理期間	21日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	許可に基づく地位の承継の承認
処分権者	市長
根拠規定	都市計画法第45条第1項
基準規定	
審査基準	都市計画法開発許可ハンドブック（一般社団法人山口県建築士会発行）周南市における開発許可等審査基準 記載内容及び規定は略
標準処理期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	市街化調整区域内における建築行為の許可
処分権者	市長
根拠規定	都市計画法第43条第1項
基準規定	
審査基準	都市計画法開発許可ハンドブック（一般社団法人山口県建築士会発行）周南市における開発許可等審査基準 記載内容及び規定は略
標準処理期間	14日
備考	審査庁：山口県開発審査会（都市計画法第50条第1項）不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものを除く。審査庁：公害等調整委員会（都市計画法第51条第1項）不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するもの。

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	開発行為の許可に係る予定建築物等以外の建築物等の建築等の許可
処分権者	市長
根拠規定	都市計画法第42条第1項ただし書
基準規定	
審査基準	都市計画法開発許可ハンドブック（一般社団法人山口県建築士会発行）周南市における開発許可等審査基準 記載内容及び規定は略
標準処理期間	14日
備考	審査庁：山口県開発審査会（都市計画法第50条第1項）不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものを除く。審査庁：公害等調整委員会（都市計画法第51条第1項）不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するもの。

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	市街化調整区域等における建築物の形態制限に係る特例許可
処分権者	市長
根拠規定	都市計画法第41条第2項ただし書
基準規定	
審査基準	都市計画法開発許可ハンドブック（一般社団法人山口県建築士会発行）周南市における開発許可等審査基準 記載内容及び規定は略
標準処理期間	14日
備考	審査庁：山口県開発審査会（都市計画法第50条第1項）

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	開発行為に関する工事の完了公告前の建築物の建築等の承認
処分権者	市長
根拠規定	都市計画法第37条第1項ただし書
基準規定	
審査基準	都市計画法開発許可ハンドブック（一般社団法人山口県建築士会発行）周南市における開発許可等審査基準 記載内容及び規定は略
標準処理期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	開発行為の変更の許可
処分権者	市長
根拠規定	都市計画法第35条の2第1項
基準規定	
審査基準	都市計画法開発許可ハンドブック（一般社団法人山口県建築士会発行）周南市における開発許可等審査基準 記載内容及び規定は略
標準処理期間	21日
備考	審査庁：山口県開発審査会（都市計画法第50条第1項）不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものを除く。審査庁：公害等調整委員会（都市計画法第51条第1項）不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するもの。

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	開発行為の許可
処分権者	市長
根拠規定	都市計画法第29条第1項
基準規定	
審査基準	都市計画法開発許可ハンドブック（一般社団法人山口県建築士会発行）周南市における開発許可等審査基準 記載内容及び規定は略
標準処理期間	60日
備考	審査庁：山口県開発審査会（都市計画法第50条第1項）不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものを除く。審査庁：公害等調整委員会（都市計画法第51条第1項）不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するもの。

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	特定公共的施設の構造等基準への適合
処分権者	市長
根拠規定	山口県福祉のまちづくり条例第17条の2
基準規定	山口県福祉のまちづくり条例第14条第2項 山口県福祉のまちづくり条例施行規則第3条;別表第2
審査基準	<p>山口県福祉のまちづくり条例第17条の2 (特定公共的施設の構造等基準への適合))第十七条の二 公共的施設のうち特に高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための整備を促進することが必要な施設として規則で定めるもの(以下「特定公共的施設」という。)の新築等をしようとする者(以下「特定公共的施設建築主等」という。)は、当該特定公共的施設(新築等に係る部分に限る。)を構造等基準に適合させなければならない。ただし、特定道路及び特定公園施設以外の特定公共的施設の新築等をしようとする場合であって、知事が敷地の状況、特定公共的施設の構造その他やむを得ない理由により構造等基準に適合させることが困難であると認めるときは、この限りでない。</p>
標準処理期間	事例が極めて少なく、標準処理期間の設定が困難
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	適合証の交付
処分権者	市長
根拠規定	山口県福祉のまちづくり条例第16条
基準規定	山口県福祉のまちづくり条例第14条第2項 山口県福祉のまちづくり条例施行規則第3条;別表第2
審査基準	山口県福祉のまちづくり条例第14条第2項 山口県福祉のまちづくり条例施行規則第3条、別表第2 規定は略
標準処理期間	7日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	自動車車庫等の敷地と道路との関係
処分権者	市長
根拠規定	山口県建築基準条例第21条
基準規定	
審査基準	「山口県建築基準条例」の規定による認定の事務処理要領（平成24年3月1日周南市制定）別記2 規定は略
標準処理期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	長屋の各戸等の出入口と道路との関係
処分権者	市長
根拠規定	山口県建築基準条例第20条第1項第3号
基準規定	
審査基準	「山口県建築基準条例」の規定による認定の事務処理要領（平成24年3月1日周南市制定）別記2 規定は略
標準処理期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	百貨店等の敷地と道路との関係
処分権者	市長
根拠規定	山口県建築基準条例第18条
基準規定	
審査基準	「山口県建築基準条例」の規定による認定の事務処理要領（平成24年3月1日周南市制定）別記2 規定は略
標準処理期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	劇場等の全面空地
処分権者	市長
根拠規定	山口県建築基準条例第17条第4項
基準規定	
審査基準	「山口県建築基準条例」の規定による認定の事務処理要領（平成24年3月1日周南市制定）別記2 規定は略
標準処理期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	劇場等の敷地と道路との関係
処分権者	市長
根拠規定	山口県建築基準条例第16条
基準規定	
審査基準	「山口県建築基準条例」の規定による認定の事務処理要領（平成24年3月1日周南市制定）別記2 規定は略
標準処理期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	大規模建築物の敷地と道路との関係
処分権者	市長
根拠規定	山口県建築基準条例第15条
基準規定	
審査基準	「山口県建築基準条例」の規定による認定の事務処理要領（平成24年3月1日周南市制定）別記2 規定は略
標準処理期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	低炭素建築物新築等計画の変更の認定
処分権者	市長
根拠規定	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項
基準規定	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項
審査基準	<p>次の通知等に定められる基準により判断し、決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示119号） ・ 都市の低炭素化の促進に関する法律に係る低炭素建築物新築等計画の認定事務処理要領（平成25年7月1日周南市制定）
標準処理期間	7日（適合証添付）、70日（適合証なし）
備考	低炭素建築物認定マニュアル（一般社団法人 住宅性能評価・表示協会、一般社団法人 日本サステナブル建築協会発行）

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	低炭素建築物新築等計画の認定
処分権者	市長
根拠規定	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項
基準規定	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項
審査基準	<p>次の通知等に定められる基準により判断し、決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示119号） ・ 都市の低炭素化の促進に関する法律に係る低炭素建築物新築等計画の認定事務処理要領（平成25年7月1日周南市制定）
標準処理期間	7日（適合証添付）、70日（適合証なし）
備考	低炭素建築物認定マニュアル（一般社団法人 住宅性能評価・表示協会、一般社団法人 日本サステナブル建築協会発行）

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	既存の特定建築物に設けるエレベーターについての建築基準法の特例
処分権者	市長
根拠規定	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第23条
基準規定	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第23条 建築基準法第93条第1項本文・第2項 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第13条;第14条
審査基準	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第23条建築基準法第93条第1項本文、第2項高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第13条及び第14条 規定は略
標準処理期間	事例が極めて少なく、標準処理期間の設定が困難
備考	バリアフリー法逐条解説(建築物)（日本建築行政会議編集）高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（国土交通省編集）

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	特殊建築物の建築等及び維持保全の計画の認定を受けた計画の変更の認定
処分権者	市長
根拠規定	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第18条
基準規定	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第3項;第18条
審査基準	<p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第3項、第18条規定は略</p> <p>次の通知に定める基準により判断し、決定する。</p> <p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第24条の規定に基づく国土交通大臣が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保する上で有効と認めて定める基準外（平成18年国土交通省告示第1481号から第1497号）</p>
標準処理期間	60日
備考	バリアフリー法逐条解説(建築物)（日本建築行政会議編集）高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（国土交通省編集）

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	特殊建築物の建築等及び維持保全の計画の認定
処分権者	市長
根拠規定	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条
基準規定	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第3項
審査基準	<p>次の通知に定められる基準により判断し、決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第24条の規定に基づく国土交通大臣が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保する上で有効と認めて定める基準外（平成18年国土交通省告示第1481号から第1497号）
標準処理期間	60日
備考	<p>バリアフリー法逐条解説(建築物)（日本建築行政会議編集） 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（国土交通省編集）</p>

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定
処分権者	市長
根拠規定	建築物の耐震改修の促進に関する法律第25条
基準規定	建築物の耐震改修の促進に関する法律第25条 建築物の耐震改修の促進に関する法律第4条第1項;第2項第3号;第5条第3項第1号 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第37条;第38条 周南市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則第3条
審査基準	建築物の耐震改修の促進に関する法律第25条 建築物の耐震改修の促進に関する法律第4条第1項、第2項第3号、第5条第3項第1号 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第37条、第38条 周南市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則第3条 規定は略 次の通知等に定められる基準により判断し、決定する。 ・建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項第一号の規定に基づき地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準(平18国土交通省告示第185号) ・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平18国土交通省告示第184号) ・建築物の耐震診断及び耐震改修に関する技術上の指針に係る認定について(平25国住指第3839号) ・周南市建築物の耐震改修の促進に関する法律に係る事務処理要領(平成25年11月25日周南市制定)
標準処理期間	事例が極めて少なく、標準処理期間の設定が困難
備考	改正建築物の耐震改修の促進に関する法律・同施行令等の解説(ぎょうせい発行)

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	建築物の地震に対する安全性に係る認定
処分権者	市長
根拠規定	建築物の耐震改修の促進に関する法律第22条
基準規定	建築物の耐震改修の促進に関する法律第22条 建築物の耐震改修の促進に関する法律第4条第1項;第2項第3号;第5条第3項第1号 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第33条
審査基準	建築物の耐震改修の促進に関する法律第22条 建築物の耐震改修の促進に関する法律第4条第1項、第2項第3号、第5条第3項第1号 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第33条 周南市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則第3条 規定は略 次の通知等に定める基準により判断し、決定する。 ・建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項第一号の規定に基づき地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準(平18国土交通省告示第185号) ・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平18国土交通省告示第184号) ・建築物の耐震診断及び耐震改修に関する技術上の指針に係る認定について(平25国住指第3839号) ・周南市建築物の耐震改修の促進に関する法律に係る事務処理要領(平成25年11月25日周南市制定)
標準処理期間	事例が極めて少なく、標準処理期間の設定が困難
備考	改正建築物の耐震改修の促進に関する法律・同施行令等の解説(ぎょうせい発行)

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	認定を受けた計画の変更の認定
処分権者	市長
根拠規定	建築物の耐震改修の促進に関する法律第18条
基準規定	建築物の耐震改修の促進に関する法律第4条第1項・第2項第3号;第5条第3項第1号;第17条 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第28条～第32条 周南市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則第3条
審査基準	建築物の耐震改修の促進に関する法律第4条第1項、第2項第3号、第5条第3項第1号、第17条 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第28条～第32条 周南市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則第3条 規定は略 次の通知等に定められる基準により判断し、決定する。 ・建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項第一号の規定に基づき地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準(平18国土交通省告示第185号) ・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平18国土交通省告示第184号) ・建築物の耐震診断及び耐震改修に関する技術上の指針に係る認定について(平25国住指第3839号) ・周南市建築物の耐震改修の促進に関する法律に係る事務処理要領(平成25年11月25日周南市制定)
標準処理期間	60日
備考	改正建築物の耐震改修の促進に関する法律・同施行令等の解説(ぎょうせい発行)

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	建築物の耐震改修の計画の認定
処分権者	市長
根拠規定	建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条
基準規定	建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第28条～第32条 建築物の耐震改修の促進に関する法律第4条第1項・第2項第3号;第5条第3項第1号 周南市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則第3条
審査基準	建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条 建築物の耐震改修の促進に関する法律第4条第1項、第2項第3号、第5条第3項第1号 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第28条～第32条 周南市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則第3条 規定は略 次の通知等に定められる基準により判断し、決定する。 ・建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項第一号の規定に基づき地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準(平18国土交通省告示第185号) ・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平18国土交通省告示第184号) ・建築物の耐震診断及び耐震改修に関する技術上の指針に係る認定について(平25国住指第3839号) ・周南市建築物の耐震改修の促進に関する法律に係る事務処理要領(平成25年11月25日周南市制定)
標準処理期間	60日
備考	改正建築物の耐震改修の促進に関する法律・同施行令等の解説(ぎょうせい発行)

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	道に関する基準の内、地方公共団体が認めるもの
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法施行令第144条の4第2項
基準規定	建築基準法施行令第144条の4第2項
審査基準	<p>建築基準法施行令第144条の4第2項 （道に関する基準）</p> <p>第百四十四条の四 2 地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認める場合においては、条例で、区域を限り、前項各号に掲げる基準と異なる基準を定めることができる。</p>
標準処理期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	道に関する基準の内、特定行政庁が認めるもの
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法施行令第144条の4第1項第1号・第2号・第4号
基準規定	建築基準法施行令第144条の4第1項第1号・第2号・第4号
審査基準	<p>建築基準法施行令第144条の4第1項第1号、第2号、第4号 （道に関する基準） 第百四十四条の四 法第四十二条第一項第五号の規定により政令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次のイからホまでの一に該当する場合においては、袋路状道路（その一端のみが他の道路に接続したものをいう。以下この条において同じ。）とすることができる。</p> <p>イ 延長（既存の幅員六メートル未満の袋路状道路に接続する道にあつては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。ハにおいて同じ。）が三十五メートル以下の場合</p> <p>ロ 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合</p> <p>ハ 延長が三十五メートルを超える場合で、終端及び区間三十五メートル以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合</p> <p>ニ 幅員が六メートル以上の場合</p> <p>ホ イからニまでに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合</p> <p>二 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が百二十度以上の場合を除く。）は、角地の隅角をはさむ辺の長さ二メートルの二等辺三角形の部分を道に含むすみ切りを設けたものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。</p> <p>三 砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。</p> <p>四 縦断勾配が十二パーセント以下であり、かつ、階段状でないものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。</p> <p>五 道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠その他の施設を設けたものであること。</p>
標準処理期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	前面道路とみなす道路等（壁面の位置の制限）
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法施行令第131条の2第3項
基準規定	建築基準法施行令第131条の2第3項
審査基準	<p>建築基準法施行令第131条の2第3項 （前面道路とみなす道路等） 第百三十一条の二 3 前面道路の境界線若しくはその反対側の境界線からそれぞれ後退して壁面線の指定がある場合又は前面道路の境界線若しくはその反対側の境界線からそれぞれ後退して法第六十八条の二第一項の規定に基づく条例で定める壁面の位置の制限（道路に面する建築物の壁又はこれに代わる柱の位置及び道路に面する高さ二メートルを超える門又は塀の位置を制限するものに限る。以下この項において「壁面の位置の制限」という。）がある場合において、当該壁面線又は当該壁面の位置の制限として定められた限度の線を越えない建築物（第百三十五条の十九各号に掲げる建築物の部分を除く。）で特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、当該前面道路の境界線又はその反対側の境界線は、それぞれ当該壁面線又は当該壁面の位置の制限として定められた限度の線にあるものとみなす。</p>
標準処理期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	前面道路とみなす道路等
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法施行令第131条の2第2項
基準規定	建築基準法施行令第131条の2第2項
審査基準	<p>建築基準法施行令第131条の2第2項 （前面道路とみなす道路等）</p> <p>第三百三十一条の二 2 建築物の敷地が都市計画において定められた計画道路（法第四十二条第一項第四号 に該当するものを除くものとし、以下この項において「計画道路」という。）若しくは法第六十八条の七第一項 の規定により指定された予定道路（以下この項において「予定道路」という。）に接する場合又は当該敷地内に計画道路若しくは予定道路がある場合において、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める建築物については、当該計画道路又は予定道路を前面道路とみなす。</p>
標準処理期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	工作物（完了検査）
処分権者	建築主事
根拠規定	建築基準法第88条第1項・第2項
基準規定	建築基準法、都市計画法その他関係法令本則
審査基準	建築基準法、都市計画法その他関係法令規定は略
標準処理期間	7日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	工作物（建築確認）
処分権者	建築主事
根拠規定	建築基準法第88条第1項・第2項
基準規定	建築基準法、都市計画法その他関係法令本則
審査基準	建築基準法、都市計画法その他関係法令規定は略
標準処理期間	7日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	建築設備への準用（建築設備に関する申請及び確認に対する処分）
処分権者	建築主事
根拠規定	建築基準法第87条の2
基準規定	建築基準法、都市計画法その他関係法令本則
審査基準	建築基準法、都市計画法その他関係法令規定は略
標準処理期間	7日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	建築物の用途の変更
処分権者	建築主事
根拠規定	建築基準法第87条第1項
基準規定	建築基準法、都市計画法その他関係法令本則
審査基準	建築基準法、都市計画法その他関係法令規定は略
標準処理期間	35日（やむを得ない理由のある場合は70日を限度）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和（計画の変更の認定）
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法第86条の8第3項
基準規定	
審査基準	<p>建築基準法第86条の8第1項各号 （既存の一の建築物について二以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和）</p> <p>第八十六条の八 第三条第二項の規定によりこの法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けない一の建築物について二以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合において、特定行政庁が当該二以上の工事の全体計画が次に掲げる基準に適合すると認めたとしにおける同項及び同条第三項の規定の適用については、同条第二項中「建築、修繕若しくは模様替の工事中の」とあるのは「第八十六条の八第一項の認定を受けた全体計画に係る二以上の工事の工事中若しくはこれらの工事の間の」と、同条第三項中「適用しない」とあるのは「適用しない。ただし、第三号又は第四号に該当するものにあつては、第八十六条の八第一項の認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事に着手するまでは、この限りでない」と、同項第三号中「工事」とあるのは「最初の工事」と、「増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替」とあるのは「第八十六条の八第一項の認定を受けた全体計画に係る二以上の工事」とする。</p> <p>一 一の建築物の増築等を含む工事を二以上の工事に分けて行うことが当該建築物の利用状況その他の事情によりやむを得ないものであること。</p> <p>二 全体計画に係るすべての工事の完了後において、当該全体計画に係る建築物及び建築物の敷地が建築基準法令の規定に適合することとなること。</p> <p>三 全体計画に係るいずれの工事の完了後においても、当該全体計画に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障、安全上、防火上及び避難上の危険性並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害性が増大しないものであること。</p>
標準処理期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法第86条の8第1項
基準規定	
審査基準	<p>建築基準法第86条の8第1項各号 （既存の一の建築物について二以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和）</p> <p>第八十六条の八 第三条第二項の規定によりこの法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けない一の建築物について二以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合において、特定行政庁が当該二以上の工事の全体計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときにおける同項及び同条第三項の規定の適用については、同条第二項中「建築、修繕若しくは模様替の工事中の」とあるのは「第八十六条の八第一項の認定を受けた全体計画に係る二以上の工事の工事中若しくはこれらの工事の間の」と、同条第三項中「適用しない」とあるのは「適用しない。ただし、第三号又は第四号に該当するものにあつては、第八十六条の八第一項の認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事に着手するまでは、この限りでない」と、同項第三号中「工事」とあるのは「最初の工事」と、「増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替」とあるのは「第八十六条の八第一項の認定を受けた全体計画に係る二以上の工事」とする。</p> <p>一 一の建築物の増築等を含む工事を二以上の工事に分けて行うことが当該建築物の利用状況その他の事情によりやむを得ないものであること。</p> <p>二 全体計画に係るすべての工事の完了後において、当該全体計画に係る建築物及び建築物の敷地が建築基準法令の規定に適合することとなること。</p> <p>三 全体計画に係るいずれの工事の完了後においても、当該全体計画に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障、安全上、防火上及び避難上の危険性並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害性が増大しないものであること。</p>
標準処理期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	総合的設計による一団地の住宅施設についての制限の特例
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法第86条の6第2項
基準規定	
審査基準	<p>建築基準法第86条の6第2項 （総合的設計による一団地の住宅施設についての制限の特例） 第八十六条の六 2 前項の都市計画に基づき建築物を総合的設計によつて建築する場合において、当該建築物が同項の規定により当該都市計画に定められた基準に適合しており、かつ、特定行政庁がその各建築物の位置及び構造が当該第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内の住居の環境の保護に支障がないと認めるときは、当該建築物については、第五十二条第一項第一号、第五十三条第一項第一号、第五十四条第一項及び第五十五条第一項の規定は、適用しない。</p>
標準処理期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消し
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法第86条の5第2項・第3項
基準規定	
審査基準	<p>建築基準法第86条の5第3項 （一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消し） 第八十六条の五 3 第一項の規定による許可の取消しの申請を受けた特定行政庁は、当該申請に係る公告許可対象区域内の建築物の位置及び建ぺい率、容積率、各部分の高さその他の構造について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、市街地の環境の整備改善を阻害することがないと認めるときは、当該申請に係る許可を取り消すものとする。</p>
標準処理期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定等（建築物以外の建築許可）
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法第86条の2第2項・第3項
基準規定	建築基準法第86条の2第8項
審査基準	<p>建築基準法第86条の2第8項 （公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定等）</p> <p>第八十六条の二 8 公告対象区域内の第一項の規定による認定又は第二項若しくは第三項の規定による許可を受けた建築物及び当該建築物以外の当該公告対象区域内の建築物については、それぞれ、前条第一項若しくは第二項の規定又は同条第三項若しくは第四項（第二項の規定による許可に係るものにあつては、同条第三項又は第四項中一団地又は一定の一団の土地の区域を一の敷地とみなす部分に限る。）の規定を準用する。</p>
標準処理期間	60日（建築審査会への諮問期間を除く。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定等
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法第86条の2第1項
基準規定	建築基準法第86条の2第8項
審査基準	<p>建築基準法第86条の2第8項 （公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定等） 第八十六条の二 8 公告対象区域内の第一項の規定による認定又は第二項若しくは第三項の規定による許可を受けた建築物及び当該建築物以外の当該公告対象区域内の建築物については、それぞれ、前条第一項若しくは第二項の規定又は同条第三項若しくは第四項（第二項の規定による許可に係るものにあつては、同条第三項又は第四項中一団地又は一定の一団の土地の区域を一の敷地とみなす部分に限る。）の規定を準用する。</p> <p>次の通知に定められる基準により判断し、決定する。 ・建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行について（平成11年5月1日建設省住指発第201号・建設省住街発第48号）</p>
標準処理期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	一の敷地とみなすこと等による制限の緩和（一定の複数建築物と総合設計制度の同一敷地内許可）
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法第86条第4項
基準規定	
審査基準	<p>次の通知に定められる基準により判断し、決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第86条の規定の運用について（昭和28年1月8日住発第2号） ・建築基準法の一部を改正する法律等の施行について（昭和62年12月3日住指発第394号） ・区域内に空地を含む一団地の総合的設計制度等の運用について（平成19年6月29日国住街第72号）
標準処理期間	60日（建築審査会への諮問期間を除く。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	一の敷地とみなすこと等による制限の緩和（一定の複数建築物と総合設計制度の同一敷地内許可）
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法第86条第3項
基準規定	
審査基準	<p>次の通知に定められる基準により判断し、決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法第86条の規定の運用について（昭和28年1月8日住発第2号） ・ 建築基準法の一部を改正する法律等の施行について（昭和62年12月3日住指発第394号） ・ 建築基準法の一部を改正する法律等の施行について（昭和62年12月3日住指発第395号） ・ 建築基準法の一部を改正する法律等の施行について（昭和62年12月3日住指発第396号、住街発第110号） ・ 区域内に空地を含む一団地の総合的設計制度等の運用について（平成19年6月29日国住街第72号）
標準処理期間	60日（建築審査会への諮問期間を除く。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	一の敷地とみなすこと等による制限の緩和
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法第86条第2項
基準規定	
審査基準	<p>次の通知に定められる基準により判断し、決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法第86条の規定の運用について（昭和28年1月8日住発第2号） ・ 建築基準法の一部を改正する法律等の施行について（昭和62年12月3日住指発第394号） ・ 建築基準法の一部を改正する法律等の施行について（昭和62年12月3日住指発第395号） ・ 建築基準法の一部を改正する法律等の施行について（昭和62年12月3日住指発第396号、住街発第110号） ・ 区域内に空地を含む一団地の総合的設計制度等の運用について（平成19年6月29日国住街第72号）
標準処理期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	一の敷地とみなすこと等による制限の緩和
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法第86条第1項
基準規定	
審査基準	<p>次の通知に定められる基準により判断し、決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第86条の規定の運用について（昭和28年1月8日住発第2号） ・建築基準法の一部を改正する法律等の施行について（昭和62年12月3日住指発第394号） ・区域内に空地を含む一団地の総合的設計制度等の運用について（平成19年6月29日国住街第72号）
標準処理期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	仮設建築物に対する制限の緩和（適用の除外）
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法第85条第6項
基準規定	
審査基準	次の通知に定められる基準により判断し、決定する。 ・建築基準法第85条第5項に規定する仮設建築物について（平成23年5月27日国住指第461号）
標準処理期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	仮設建築物に対する制限の緩和
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法第85条第5項
基準規定	
審査基準	<p>次の通知に定められる基準により判断し、決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第4項の仮設建築物について（昭和26年10月11日住指第979号） ・ 仮設建築物の取扱いについて（昭和26年8月22日住指第103号） ・ 建築基準法第85条第4項の仮設建築物について（昭和37年9月25日住指発第86号）
標準処理期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	建築協定の設定の特則
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法第76条の3第2項
基準規定	
審査基準	次の参考書に記載の基準により判断し、決定する。 ・建築基準法質疑応答集 第4巻（第一法規株式会社発行）第76条の3関係 建築協定の設定の特例記載内容は略
標準処理期間	60日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	建築協定の廃止
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法第76条第1項
基準規定	
審査基準	次の参考書に記載の基準により判断し、決定する。 ・建築基準法質疑応答集 第4巻（第一法規株式会社発行）第76条関係 建築協定の廃止記載内容は略
標準処理期間	20日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	特定防災街区整備地区内における壁面の位置の適用の除外に関する許可
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法第67条第5項第2号
基準規定	
審査基準	次の参考書に記載の基準により判断し、決定する。 ・建築基準法質疑応答集 第3巻（第一法規株式会社発行）第67条の2 特定防災街区整備地区記載内容は略
標準処理期間	60日（建築審査会への諮問期間を除く。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	建築協定の変更
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法第74条第1項
基準規定	
審査基準	次の参考書に記載の基準により判断し、決定する。 ・建築基準法質疑応答集 第4巻（第一法規株式会社発行）第74条関係 建築協定の変更記載内容は略
標準処理期間	60日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	建築協定の認可
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法第73条第1項
基準規定	
審査基準	<p>次の参考書に記載の基準により判断し、決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法質疑応答集 第4巻（第一法規株式会社発行）第73条関係 <p>建築協定認可記載内容は略</p>
標準処理期間	60日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	予定道路の指定（敷地が予定道路に接する場合又は敷地内に予定道路がある場合の特例許可）
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法第68条の7第5項
基準規定	建築基準法第68条の7第5項
審査基準	<p>建築基準法第68条の7第5項 （予定道路の指定） 第六十八条の七 5 第一項の規定により予定道路が指定された場合において、建築物の敷地が予定道路に接するとき又は当該敷地内に予定道路があるときは、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した建築物については、当該予定道路を第五十二条第二項の前面道路とみなして、同項から同条第七項まで及び第九項の規定を適用するものとする。この場合においては、当該敷地のうち予定道路に係る部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しないものとする。</p>
標準処理期間	60日（建築審査会への諮問期間を除く。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	予定道路の指定
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法第68条の7第1項
基準規定	建築基準法施行令第136条の2の7
審査基準	<p>建築基準法施行令第136条の2の7 （予定道路の指定の基準）</p> <p>第三百三十六条の二の七 法第六十八条の七第一項 に規定する予定道路の指定は、次に掲げるところに従い、行うものとする。</p> <p>一 予定道路となる土地の区域及びその周辺の地域における地形、土地利用の動向、道路（法第四十二条 に規定する道路をいう。第百四十四条の四において同じ。）の整備の現状及び将来の見通し、建築物の敷地境界線、建築物の位置等を考慮して特に必要なものについて行うこと。</p> <p>二 予定道路となる土地の区域内に建築物の建築等が行われることにより、通行上、安全上、防火上又は衛生上地区計画等の区域の利便又は環境が著しく妨げられることとなる場合において行うこと。</p> <p>三 幅員が四メートル以上となるものについて行うこと。</p>
標準処理期間	60日（公聴会に係る期間と建築審査会への諮問期間を除く。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内における制限の特例（建築物の各部分の高さの例外許可）
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法第68条の5の5第2項
基準規定	建築基準法第68条の5の5第2項
審査基準	<p>建築基準法第68条の5の5第2項 （区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内における制限の特例）</p> <p>第六十八条の五の五 2 前項第一号イ及びハに掲げる事項が定められており、かつ、第六十八条の二第一項の規定に基づく条例で前項第一号イ及びハに掲げる事項（壁面後退区域における工作物の設置の制限を除く。）に関する制限が定められている地区計画等の区域内にある建築物で、当該地区計画等の内容に適合し、かつ、敷地内に有効な空地が確保されていること等により、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、第五十六条の規定は、適用しない。</p>
標準処理期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内における制限の特例（容積率の例外許可）
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法第68条の5の5第1項
基準規定	建築基準法第68条の5の5第1項
審査基準	<p>建築基準法68条の5の5第1項 （区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内における制限の特例） 第六十八条の五の五 次に掲げる条件に該当する地区計画等（集落地区計画を除く。以下この条において同じ。）の区域内の建築物で、当該地区計画等の内容に適合し、かつ、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、第五十二条第二項の規定は、適用しない。</p> <p>一 次に掲げる事項が定められている地区整備計画等（集落地区整備計画を除く。）の区域であること。</p> <p>イ 都市計画法第十二条の十、密集市街地整備法第三十二条の五、地域歴史的風致法第三十二条又は沿道整備法第九条の六の規定による壁面の位置の制限、壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域をいう。以下この条において同じ。）における工作物の設置の制限及び建築物の高さの最高限度</p> <p>ロ 建築物の容積率の最高限度</p> <p>ハ 建築物の敷地面積の最低限度</p> <p>二 第六十八条の二第一項の規定に基づく条例で、前号イ及びハに掲げる事項（壁面後退区域における工作物の設置の制限を除く。）に関する制限が定められている区域であること。</p>
標準処理期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域内における制限の特例
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法第68条の5の3第2項
基準規定	建築基準法第68条の5の3第2項
審査基準	
標準処理期間	60日（建築審査会への諮問期間を除く。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	区域を区分して建築物の容積を適正に配分する特定建築物地区整備計画等の区域内における建築物の容積率の特例
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法第68条の5の2
基準規定	建築基準法第68条の5の2
審査基準	<p>建築基準法第68条の5の2 （区域を区分して建築物の容積を適正に配分する特定建築物地区整備計画等の区域内における建築物の容積率の特例） 第六十八条の五の二 次に掲げる条件に該当する防災街区整備地区計画の区域内にある建築物（第二号に規定する区域内の建築物にあつては、防災街区整備地区計画の内容に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものに限る。）については、当該防災街区整備地区計画において定められた建築物の容積率の最高限度を第五十二条第一項第一号から第四号までに定める数値とみなして、同条の規定を適用する。</p> <p>一 特定建築物地区整備計画及び防災街区整備地区整備計画（いずれも密集市街地整備法第三十二条の三第一項の規定により、その区域をそれぞれ区分し、又は区分しないで建築物の容積率の最高限度が定められているものに限る。）が定められている区域であること。</p> <p>二 前号の建築物の容積率の最高限度が当該区域に係る用途地域において定められた建築物の容積率を超えるものとして定められている区域にあつては、特定建築物地区整備計画において次に掲げる事項が定められており、かつ、第六十八条の二第一項の規定に基づく条例でこれらの事項に関する制限が定められている区域であること。</p> <p>イ 建築物の容積率の最低限度 ロ 建築物の敷地面積の最低限度 ハ 壁面の位置の制限（道路に面する壁面の位置を制限するものを含むものに限る。）</p>
標準処理期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	特定防災街区整備地区内における敷地面積の適用の除外に関する許可
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法第67条第3項第2号
基準規定	
審査基準	次の参考書に記載の基準により判断し、決定する。 ・建築基準法質疑応答集第3巻（第一法規株式会社発行）第67条の2 特定防災街区整備地区記載内容は略
標準処理期間	60日（建築審査会への諮問期間を除く。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	都市再生特別地区内における適用の除外に関する許可
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法第60条の2第1項第3号
基準規定	
審査基準	次の参考書に記載の基準により判断し、決定する。 ・建築基準法質疑応答集 第3巻（第一法規株式会社発行）第60条の2 都市再生特別地区記載内容は略
標準処理期間	60日（建築審査会への諮問期間を除く。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	宅の屎尿浄化槽処理対象人員算定基準のただし書に関する適用願い
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法施行令第32条第1項表
基準規定	
審査基準	<p>建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302:2000）既存住宅（増築又は改築する場合を含む）に設置する屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準のただし書に関する適用基準（平成27年4月13日山口県建築行政連絡協議会）</p> <p>「既存住宅（増築又は改築する場合を含む）に設置するし尿浄化槽の処理対象人員算定基準のただし書きに関する適用基準」の周南市取扱いについて</p>
標準処理期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率等の特例
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法第59条の2第1項
基準規定	
審査基準	次の通知に定められる基準により判断し、決定する。 ・建築基準法の一部を改正する法律等の施行及び運用について（昭和46年1月29日住指発第44号）
標準処理期間	60日（建築審査会への諮問期間を除く。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	高度利用地区（道路斜線制限の例外許可）
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法第59条第4項
基準規定	
審査基準	次の通知に定められる基準により判断し、決定する。 ・高度利用地区の指定について（平成7年12月27日都計発第177号）
標準処理期間	60日（建築審査会への諮問期間を除く。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	壁面線による建築制限許可
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法第47条
基準規定	
審査基準	次の通知に定められる基準により判断し、決定する。 ・住宅地等における壁面線制度の積極的かつ弾力的活用について（平成7年5月25日住街発第53号）
標準処理期間	60日（建築審査会への諮問期間を除く。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	高度利用地区内における適用の除外に関する許可
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法第59条第1項第3号
基準規定	
審査基準	次の通知に定められる基準により判断し、決定する。 ・高度利用地区の指定について（平成7年12月27日 都計発第177号）
標準処理期間	60日（建築審査会への諮問期間を除く。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとの区分して定める地区計画等の区域内における建築物の容積率の特例
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法第68条の4
基準規定	
審査基準	<p>次の通知に定められる基準により判断し、決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅地高度利用地区計画制度及び用途別容積型地区計画制度の運用について（平成2年建設省都計発第167号住街発第146号）
標準処理期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	高層住居誘導地区（建築基準法第53条の2の準用による高層住居誘導地区内における適用の除外に関する許可）
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法第57条の5第3項
基準規定	
審査基準	次の通知に定められる基準により判断し、決定する。 ・高層住居誘導地区制度の運用について（平成9年9月1日都計発第84号）
標準処理期間	60日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	特例容積率適用地区内における建築物の高さの限度
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法第57条の4第1項
基準規定	
審査基準	次の次の参考書に記載の基準により判断し、決定する。 ・建築基準法質疑応答集 第3巻（第一法規株式会社発行）第57条の4関係 特例容積率適用地区における建築物の高さ制限記載内容は略
標準処理期間	60日（建築審査会への諮問期間を除く。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	指定の取消し申請に対する処分
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法第57条の3第1項
基準規定	建築基準法第52条第1項～第9項;第57条の3第2項
審査基準	建築基準法第52条第1項～第9項、57条の3第2項規定は略
標準処理期間	60日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	特例容積率適用地区内における建築物の容積率の特例（容積率の限度の指定に関する申請に対する処分）
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法第57条の2第1項
基準規定	
審査基準	<p>次の参考書に記載の基準により判断し、決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法質疑応答集 第3巻（平成元年10月30日 第一法規株式会社発行）第57条の2関係 <p>特例容積率適用地区制度記載内容は略</p>
標準処理期間	60日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	高架の工作物内に設ける建築物等に対する高さの制限の緩和に関する認定
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法第57条第1項
基準規定	
審査基準	次の参考書に記載された基準により判断し、決定する。 ・建築基準法質疑応答集 第3巻（第一法規株式会社発行）第57条関係 高架の工作物内に設ける建築物記載内容は略
標準処理期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	日影による中高層の建築物の高さの制限（例外許可）
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法第56条の2第1項
基準規定	
審査基準	次の通知に定められる基準により判断し、決定する。 ・建築基準法第56条の2（日影による中高層建築物の高さの制限）に係る許可制度の適切な運用について（昭和61年住街発第57号）
標準処理期間	60日（建築審査会への諮問期間を除く。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内における建築物の高さの限度（適用の除外に関する許可）
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法第55条第3項
基準規定	
審査基準	次の通知に定められる基準により判断し、決定する。 ・建築基準法の一部を改正する法律等の施行について（昭和52年10月28日建設省住指発第771号）
標準処理期間	60日（建築審査会への諮問期間を除く。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内における建築物の高さの限度（高さの限度の引き上げに関する認定）
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法第55条第2項
基準規定	
審査基準	<p>次の通知に定められる基準により判断し、決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法の一部を改正する法律等の施行について（昭和52年10月28日建設省住指発第771号） ・第一種住居専用地域内における三階建ての高さ制限の緩和について（昭和59年4月19日住街発第35号）
標準処理期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	建ぺい率（例外許可）
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法第53条第5項第3号
基準規定	
審査基準	次の通知に定められる基準により判断し、決定する。 ・都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律等の施行について（平成5年6月25日住指発第225号）
標準処理期間	60日（建築審査会への諮問期間を除く。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	建ぺい率（壁面線の位置等による例外許可）
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法第53条第4項
基準規定	
審査基準	<p>次の通知に定められる基準により判断し、決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律等の施行について（平成5年6月25日住指発第225号） ・建築基準法第52条第14項第1号の規定の運用等について（技術的助言平成23年3月25日国住街第188号）
標準処理期間	60日（建築審査会への諮問期間を除く。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	容積率（機械室等に関する容積率の例外許可）
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法第52条第14項
基準規定	建築基準法第52条第14項第1号・第2号
審査基準	次の通知に定められる基準により判断し、決定する。 ・建築基準法第52条第14項第1号の規定の運用等について（技術的助言平成23年3月25日国住街第188号）
標準処理期間	60日（建築審査会への諮問期間を除く。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	容積率（壁面線の指定がある場合の容積率の例外許可）
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法第52条第11項
基準規定	建築基準法第52条第11項第1号・第2号
審査基準	<p>建築基準法第52条第11項第1号、第2号 （容積率）</p> <p>1 1 前面道路の境界線又はその反対側の境界線からそれぞれ後退して壁面線の指定がある場合において、特定行政庁が次に掲げる基準に適合すると認めて許可した建築物については、当該前面道路の境界線又はその反対側の境界線は、それぞれ当該壁面線にあるものとみなして、第二項から第七項まで及び第九項の規定を適用するものとする。この場合においては、当該建築物の敷地のうち前面道路と壁面線との間の部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しないものとする。</p> <p>一 当該建築物がある街区内における土地利用の状況等からみて、その街区内において、前面道路と壁面線との間の敷地の部分が当該前面道路と一体的かつ連続的に有効な空地として確保されており、又は確保されることが確実と見込まれること。</p> <p>二 交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないこと。</p>
標準処理期間	60日（建築審査会への諮問期間を除く。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	容積率（計画道路がある場合の容積率の例外許可）
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法第52条第10項
基準規定	
審査基準	次の通知に定められる基準により判断し、決定する。 ・建築基準法第52条第3項（現10項）の許可準則に関する技術基準について（昭和59年住街発第33号）
標準処理期間	60日（建築審査会への諮問期間を除く。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	建築物エネルギー消費性能適合性判定
処分権者	市長
根拠規定	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項
基準規定	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第3項
審査基準	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）
標準処理期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定
処分権者	市長
根拠規定	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項
基準規定	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項
審査基準	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令
標準処理期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更
処分権者	市長
根拠規定	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項
基準規定	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項
審査基準	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令
標準処理期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の名称	建築基準法第43条第2項第1号認定
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法第43条第2項第1号
基準規定	建築基準法施行規則第10条の3
審査基準	<p>建築基準法施行規則第10条の3第1項 規定は省略</p> <p>次の通知等に定められる基準により判断し、決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行について（平成11年5月1日建設省住指発第201号・建設省住街発第48号） ・ 建築基準法第43条1項ただし書き許可の運用基準（平成20年4月15日周南市制定）
標準処理期間	60日
備考	